

## 「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」の一部改訂新旧対照表（案）

※赤字：改訂箇所

改訂案	現行
<p>第3 1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>1 有価証券の取得原価は、購入代価に手数料等の付随費用を加算し、これに平均原価法等の方法を適用して算定した金額とする。</p> <p>2 有価証券は、国立大学法人等が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。</p> <p>(1) 売買目的有価証券 時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券（以下「売買目的有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。<u>（寄附金債務に計上する場合を除く）</u>（注2 2）<u>（注6 0）</u></p> <p>(2) 満期保有目的の債券 満期まで所有する意図をもって保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。（注2 3）（注2 4）（注2 5）</p> <p>(3) 関係会社株式 関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて算定し</p>	<p>第3 1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>1 有価証券の取得原価は、購入代価に手数料等の付随費用を加算し、これに平均原価法等の方法を適用して算定した金額とする。</p> <p>2 有価証券は、国立大学法人等が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。</p> <p>(1) 売買目的有価証券 時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券（以下「売買目的有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。（注2 2）</p> <p>(2) 満期保有目的の債券 満期まで所有する意図をもって保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。（注2 3）（注2 4）（注2 5）</p> <p>(3) 関係会社株式 関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて算定した額が取得原価よりも下落した場合には、当該算定額をもって貸借対</p>

改訂案	現行
<p>た額が取得原価よりも下落した場合には、当該算定額をもって貸借対照表価額とし、「第85 特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券を除き、評価差額は当期の費用として処理するとともに、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。</p> <p>(4) その他の関係会社有価証券</p> <p>投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約に基づき取得した有価証券は投資事業有限責任組合の財産の持分相当額をもって貸借対照表価額とし、投資事業有限責任組合の業務の執行により獲得した損益の持分相当額は、「第85 特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券を除き、当期の損益として計上する。ただし、有限責任の特約がある場合にはその範囲内で損益を認識する。</p> <p>投資事業有限責任組合が、その他有価証券の評価差額を計上している場合には、その持分相当額を純資産の部にその他有価証券の評価差額として計上し、他の剰余金と区分しなければならない。</p> <p>(5) その他有価証券</p> <p>売買目的有価証券、満期保有目的の債券、関係会社株式及びその他の関係会社有価証券以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその全額を純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、純資産の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならない。<u>（寄附金債務に計上する場合を除く）</u>（注22）<u>（注60）</u></p>	<p>照表価額とし、「第85 特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券を除き、評価差額は当期の費用として処理するとともに、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。</p> <p>(4) その他の関係会社有価証券</p> <p>投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約に基づき取得した有価証券は投資事業有限責任組合の財産の持分相当額をもって貸借対照表価額とし、投資事業有限責任組合の業務の執行により獲得した損益の持分相当額は、「第85 特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券を除き、当期の損益として計上する。ただし、有限責任の特約がある場合にはその範囲内で損益を認識する。</p> <p>投資事業有限責任組合が、その他有価証券の評価差額を計上している場合には、その持分相当額を純資産の部にその他有価証券の評価差額として計上し、他の剰余金と区分しなければならない。</p> <p>(5) その他有価証券</p> <p>売買目的有価証券、満期保有目的の債券、関係会社株式及びその他の関係会社有価証券以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその全額を純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、純資産の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならない。（注22）</p>

改訂案	現行																																																																		
<p>3 満期保有目的の債券及びその他有価証券のうち市場価格のあるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の費用として処理しなければならない。</p> <p>市場価格のない株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の費用として処理しなければならない。</p> <p>第63 損益計算書の様式</p> <p>損益計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">損 益 計 算 書</p> <p style="text-align: center;">(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)</p> <p>経常費用</p> <p>業務費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>教育経費</td><td style="text-align: right;">XXX</td><td></td></tr> <tr><td>研究経費</td><td style="text-align: right;">XXX</td><td></td></tr> <tr><td>診療経費</td><td style="text-align: right;">XXX</td><td></td></tr> <tr><td>教育研究支援経費</td><td style="text-align: right;">XXX</td><td></td></tr> <tr><td>受託研究費</td><td style="text-align: right;">XXX</td><td></td></tr> <tr><td>共同研究費</td><td style="text-align: right;">XXX</td><td></td></tr> <tr><td>受託事業費等</td><td style="text-align: right;">XXX</td><td></td></tr> <tr><td>役員人件費</td><td style="text-align: right;">XXX</td><td></td></tr> <tr><td>教員人件費</td><td style="text-align: right;">XXX</td><td></td></tr> <tr><td>職員人件費</td><td style="text-align: right;">XXX</td><td></td></tr> <tr><td>.....</td><td style="text-align: right;"><u>XXX</u></td><td style="text-align: right;">XXX</td></tr> </table>	教育経費	XXX		研究経費	XXX		診療経費	XXX		教育研究支援経費	XXX		受託研究費	XXX		共同研究費	XXX		受託事業費等	XXX		役員人件費	XXX		教員人件費	XXX		職員人件費	XXX		.....	<u>XXX</u>	XXX	<p>3 満期保有目的の債券及びその他有価証券のうち市場価格のあるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の費用として処理しなければならない。</p> <p>市場価格のない株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の費用として処理しなければならない。</p> <p>第63 損益計算書の様式</p> <p>損益計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">損 益 計 算 書</p> <p style="text-align: center;">(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)</p> <p>経常費用</p> <p>業務費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>教育経費</td><td style="text-align: right;">XXX</td><td></td></tr> <tr><td>研究経費</td><td style="text-align: right;">XXX</td><td></td></tr> <tr><td>診療経費</td><td style="text-align: right;">XXX</td><td></td></tr> <tr><td>教育研究支援経費</td><td style="text-align: right;">XXX</td><td></td></tr> <tr><td>受託研究費</td><td style="text-align: right;">XXX</td><td></td></tr> <tr><td>共同研究費</td><td style="text-align: right;">XXX</td><td></td></tr> <tr><td>受託事業費</td><td style="text-align: right;">XXX</td><td></td></tr> <tr><td>役員人件費</td><td style="text-align: right;">XXX</td><td></td></tr> <tr><td>教員人件費</td><td style="text-align: right;">XXX</td><td></td></tr> <tr><td>職員人件費</td><td style="text-align: right;">XXX</td><td></td></tr> <tr><td>.....</td><td style="text-align: right;"><u>XXX</u></td><td style="text-align: right;">XXX</td></tr> </table>	教育経費	XXX		研究経費	XXX		診療経費	XXX		教育研究支援経費	XXX		受託研究費	XXX		共同研究費	XXX		受託事業費	XXX		役員人件費	XXX		教員人件費	XXX		職員人件費	XXX		.....	<u>XXX</u>	XXX
教育経費	XXX																																																																		
研究経費	XXX																																																																		
診療経費	XXX																																																																		
教育研究支援経費	XXX																																																																		
受託研究費	XXX																																																																		
共同研究費	XXX																																																																		
受託事業費等	XXX																																																																		
役員人件費	XXX																																																																		
教員人件費	XXX																																																																		
職員人件費	XXX																																																																		
.....	<u>XXX</u>	XXX																																																																	
教育経費	XXX																																																																		
研究経費	XXX																																																																		
診療経費	XXX																																																																		
教育研究支援経費	XXX																																																																		
受託研究費	XXX																																																																		
共同研究費	XXX																																																																		
受託事業費	XXX																																																																		
役員人件費	XXX																																																																		
教員人件費	XXX																																																																		
職員人件費	XXX																																																																		
.....	<u>XXX</u>	XXX																																																																	

改訂案	現行
<p>(以下省略)</p> <p>第64 表示区分</p> <p>1 ～ 6 (省略)</p> <p>&lt;注42&gt; キャッシュ・フロー計算書の表示区分について</p> <p>1 ～ 9 (省略)</p> <p>&lt;注43&gt; 業務活動によるキャッシュ・フローの区分について業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 原材料、商品又はサービスの購入による支出</li> <li>(2) 人件費支出（教職員及び役員に対する報酬の支出）</li> <li>(3) その他の業務支出</li> <li>(4) 運営費交付金収入</li> <li>(5) 授業料収入、入学金収入、検定料収入、附属病院収入、<u>受託研究等</u>収入、<u>共同研究収入</u>、受託事業等収入など教育研究の実施による収入</li> <li>(6) 補助金等収入</li> <li>(7) 補助金等の精算による返還金の支出</li> <li>(8) 寄附金収入（「第82 寄附金の会計処理」により資本剰余金として計上されるものを除く。）</li> <li>(9) 国庫納付金の支払額</li> </ol> <p>&lt;注44&gt; 投資活動によるキャッシュ・フローの区分について ～&lt;注46&gt; 利息の表示について (省略)</p>	<p>(以下省略)</p> <p>第64 表示区分</p> <p>1 ～ 6 (省略)</p> <p>&lt;注42&gt; キャッシュ・フロー計算書の表示区分について</p> <p>1 ～ 9 (省略)</p> <p>&lt;注43&gt; 業務活動によるキャッシュ・フローの区分について業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 原材料、商品又はサービスの購入による支出</li> <li>(2) 人件費支出（教職員及び役員に対する報酬の支出）</li> <li>(3) その他の業務支出</li> <li>(4) 運営費交付金収入</li> <li>(5) 授業料収入、入学金収入、検定料収入、附属病院収入、受託研究等収入、受託事業等収入など教育研究の実施による収入</li> <li>(6) 補助金等収入</li> <li>(7) 補助金等の精算による返還金の支出</li> <li>(8) 寄附金収入（「第82 寄附金の会計処理」により資本剰余金として計上されるものを除く。）</li> <li>(9) 国庫納付金の支払額</li> </ol> <p>&lt;注44&gt; 投資活動によるキャッシュ・フローの区分について ～&lt;注46&gt; 利息の表示について (省略)</p>
第77 注記	第77 注記

改訂案	現行
<p>1 (省略)</p> <p>2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。(注50) (注51) (注52) (注52の2) (注53) (注54) (注55)</p> <p>&lt;注50&gt; 附属明細書及び注記における開示について  ~&lt;注54&gt; 賃貸等不動産の時価等に関する注記 (省略)</p> <p>&lt;注55&gt; 産業競争力強化法第22条に基づく出資に関する注記  産業競争力強化法第22条に基づき、国立大学法人等が必要な資金の出資を行い取得する有価証券について、国立大学法人法施行規則第14条の3第1項の指定を受けた場合には、当該有価証券を発行する<u>認定特定研究成果活用支援事業者特定研究成果活用支援事業を実施する法人及び投資事業有限責任組合</u>が認定特定研究成果活用支援事業計画に沿って実施する特定研究成果活用支援事業の概要、当該<u>認定</u>特定研究成果活用支援事業<u>者を実施する法人</u>の財務状況及び投資事業有限責任組合の活動状況について注記するものとする。</p>	<p>1 (省略)</p> <p>2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。(注50) (注51) (注52) (注52の2) (注53) (注54) (注55)</p> <p>&lt;注50&gt; 附属明細書及び注記における開示について  ~&lt;注54&gt; 賃貸等不動産の時価等に関する注記 (省略)</p> <p>&lt;注55&gt; 産業競争力強化法第22条に基づく出資に関する注記  産業競争力強化法第22条に基づき、国立大学法人等が必要な資金の出資を行い取得する有価証券について、国立大学法人法施行規則第14条の3第1項の指定を受けた場合には、当該有価証券を発行する認定特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画に沿って実施する特定研究成果活用支援事業の概要、当該認定特定研究成果活用支援事業者の財務状況及び投資事業有限責任組合の活動状況について注記するものとする。</p>
<p>第80 補助金等の会計処理</p> <p>1 国立大学法人等が国又は地方公共団体<u>等</u>から補助金等の概算交付を受けたときは、相当額を預り補助金等として整理するものとする。預り補助金等は流動負債に属するものとする。</p> <p>2 ~ 3 (省略)</p>	<p>第80 補助金等の会計処理</p> <p>1 国立大学法人等が国又は地方公共団体から補助金等の概算交付を受けたときは、相当額を預り補助金等として整理するものとする。預り補助金等は流動負債に属するものとする。</p> <p>2 ~ 3 (省略)</p>

改訂案	現行
<p data-bbox="152 233 510 264">第82 寄附金の会計処理</p> <p data-bbox="152 280 376 312">1 ～ 3 (省略)</p> <p data-bbox="152 376 685 408">&lt;注60&gt; 寄附金の負債計上について</p> <p data-bbox="152 424 1111 991">1 国立大学法人等においては、その性格上、様々な趣旨の寄附金を受けることが想定される。寄附金は、寄附者が国立大学法人等の業務の実施を財産的に支援する目的で出えんするものであるが、寄附者があらかじめその用途を特定したり、あるいは国立大学法人等の側で用途を示して計画的に管理支出することが想定され、国立大学法人等が通常はこれを何らかの特定の業務のための支出に計画的に充てなければならないという責務を負っているものと考えられる。このため、受領した寄附金の会計的な性格として、あらかじめ用途が特定されて管理されている寄附金に関しては、その未使用額と同額の負債の存在を認め、受領した期の終了後も引き続き国立大学法人等に留保することとしている。これは、中期計画期間の終了時においても同様であり、運営費交付金とは異なり、精算のための収益化は不要である。</p> <p data-bbox="152 1007 1111 1134">2 <u>また、寄附金を原資とした余裕金の運用を行うにあたっては、当該運用により発生した収益等（評価差額を含む）について、あらかじめその用途が特定されている場合は、寄附金債務に計上する。</u></p>	<p data-bbox="1131 233 1489 264">第82 寄附金の会計処理</p> <p data-bbox="1131 280 1355 312">1 ～ 3 (省略)</p> <p data-bbox="1131 376 1664 408">&lt;注60&gt; 寄附金の負債計上について</p> <p data-bbox="1131 424 2089 991">国立大学法人等においては、その性格上、様々な趣旨の寄附金を受けることが想定される。寄附金は、寄附者が国立大学法人等の業務の実施を財産的に支援する目的で出えんするものであるが、寄附者があらかじめその用途を特定したり、あるいは国立大学法人等の側で用途を示して計画的に管理支出することが想定され、国立大学法人等が通常はこれを何らかの特定の業務のための支出に計画的に充てなければならないという責務を負っているものと考えられる。このため、受領した寄附金の会計的な性格として、あらかじめ用途が特定されて管理されている寄附金に関しては、その未使用額と同額の負債の存在を認め、受領した期の終了後も引き続き国立大学法人等に留保することとしている。これは、中期計画期間の終了時においても同様であり、運営費交付金とは異なり、精算のための収益化は不要である。</p>

改訂案	現行
<p>第124 連結財務諸表の注記</p> <p>連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。</p> <p>(1) ～ (4) (省略)</p> <p>(5) 産業競争力強化法に基づく出資事業に関する事項</p> <p>産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第22条の規定に基づき、国立大学法人等が必要な資金の出資を行い取得する有価証券について、国立大学法人法施行規則第14条の3第1項の指定を受けた場合には、当該有価証券を発行する<u>認定特定研究成果活用支援事業者特定研究成果活用支援事業を実施する法人及び投資事業有限責任組合</u>が認定特定研究成果活用支援事業計画に沿って実施する特定研究成果活用支援事業の概要、当該<u>認定</u>特定研究成果活用支援事業<u>者を実施する法人</u>の財務状況及び投資事業有限責任組合の活動状況</p> <p>(6) (省略)</p>	<p>第124 連結財務諸表の注記</p> <p>連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。</p> <p>(1) ～ (4) (省略)</p> <p>(5) 産業競争力強化法に基づく出資事業に関する事項</p> <p>産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第22条の規定に基づき、国立大学法人等が必要な資金の出資を行い取得する有価証券について、国立大学法人法施行規則第14条の3第1項の指定を受けた場合には、当該有価証券を発行する認定特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画に沿って実施する特定研究成果活用支援事業の概要、当該認定特定研究成果活用支援事業者の財務状況及び投資事業有限責任組合の活動状況</p> <p>(6) (省略)</p>